

第 3 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和 5 年 9 月 13 日午前 9 時 30 分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎 5 階農業委員会室に招集した。

出席委員（22名）

1 番 岡 田 幸 一	3 番 笹 沼 恭 一	4 番 市 村 正 司
5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広	7 番 小松崎 陽 子
8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘	10 番 皆 川 晃
11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄	13 番 軍 地 美 代
15 番 外 岡 健 寿	16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成 一
18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉
21 番 今 関 征 一	22 番 浅 井 紘 一	23 番 加 倉 井 幸 夫
24 番 高 橋 基		

欠席委員（2名）

2 番 松 橋 裕 子 14 番 渡 邊 京 子

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	久 米 茂
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
議案第 4 号 土地現況証明願に対する承認について
議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
議案第 6 号 太陽光発電設備に関する申合せ事項の決定について

2. 報告

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に対する受理について
報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

報告第5号 制限除外の農地の移動届について

報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第7号 農地の転用事後確認調査結果について

会 議 の 概 要

事務局長 それでは、皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、本日参集の委員の皆様、全員おそろいですので、少し早いです。ただいまから総会を開会したいと思います。

それでは、会長、開会をよろしく願いいたします。

会 長 では、皆さん、おはようございます。

9月も本日13日ということになりますと、かなり稲作の収穫も進んでいくと思います。そういう中で、先日の台風13号については、大変な爪痕を残しまして、特に県北の常磐道がまだ使えない状態であり、それと同時に皆さんの地元では関わりを持っている方がいると思いますが、石川川というのが常澄にあり、涸沼川に流れて込んでおりまして、東水戸道路や高速道路の雨水も入るようになっているんですね。大変な水量が入りまして、いつでも雨が降ると石川川が氾濫しているというような状況が続いております。

これは、県だけではなくて国の予算も使わないと、なかなか河川の改修だったり道路の拡幅だったりするには難しいかと思っておりますので、今後検証しながら皆さんとともに進めてまいりたいと思っております。

そういう中ではありますが、先日の新聞によると、食料農業農村基本法が大幅に改正がされます。制定が1999年ですから25年が経過したわけでありまして、実情としては、農産物の価格が市場に左右されているというのが現状であります。それが今後についても適正取引の仕組みの枠組みや、ウクライナにおける紛争で生産資材や食料の価格が上がっているという状況を鑑みますと、どうしても適正取引の仕組みから改革をしていかなければいけないという中で、来年の通常国会で取り上げるそうでありますので、期待をしたいと思っております。

本日は、まだまだ皆さんの農作業も残っておりますので、スムーズに審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第3回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は22名、欠席委員は2名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。
4番の市村正司委員、そして5番の安藏久男委員、よろしく願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局長 第3回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。
お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が4件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が17件、うち現況証明が1件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が13件、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が15件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届出が2件、登記官等からの地目確認照会が8件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして65件が本日の審議総括となっております。
説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番、関成一委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。
まず、第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

3番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことですので。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、姉から農地を受
贈し、耕作を引き継ぎたい旨の申請であります。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、叔父から実家に隣接した農地を受贈し、耕作を引き継ぎたい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

現在農地は持っていませんが、叔父から贈与で耕作を引き継ぎ自給の野菜を作るので、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるとのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，農用地利用計画における用途区分は農業用施設である農地であり，農地法第4条第6項本文ただし書に該当いたします。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番，飛田です。

14番，渡邊委員の代理発言となります。

この案件につきまして調査検討した結果，法令に照らし許可相当とのことです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

まず，第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広が

りのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われま

すので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われま

すので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公園や宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地
に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番, 高安です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いし
ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第8号を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討したところ、法定に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項及び第11項は関連がありますので、まとめて上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第10項及び第11項でございますが、関連がございますので併せてご説明いたします。契約内容は両案件とも売買でございます。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築し、併せてごみ置場がないため、ごみ置場を設置したい旨の申請でございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、第10項につきましては、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令11条第1項第2号二及び農地法施行規則第54条の例外規定に該当すると思われま。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

この案件について、調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番, 外岡です。

この件につきまして, 調査検討をしたところ, 法令に照らし許可相当と思われます。
ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広がりのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

また, 農振農用地区域内であるため, 除外手続をし, 現在, 除外見込書は出ておりますが, 正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番, 外岡です。

この件につきましても, 調査検討をしたところ, 法令に照らし許可相当と思われま
す。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われるので、ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地及び宅地に囲まれた農地であることから、第1種農地及び第2種農地と思料され、第1種農地は農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

この案件を調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。
事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、皆様、資料別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、開江町の畑1,620平方メートルの土地につきまして土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に外岡委員に關係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(外岡健寿委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をお願いいたします。

事業担当課 農政課の木村よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

外岡委員に係る利用権設定農地につきまして、ご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の10ページ、73から76番の4筆でございます。こちらは全て田で、再設定2,650平米、設定期間は5年間、設定者1名、取

得者1名でございます。

なお、こちらの筆については、農地中間管理事業を活用した貸し借りであるため、借手は茨城県農林振興公社となっております。

また、転貸先情報につきましては、12ページ以降に記載がございますので、各自でご確認をお願いいたします。

利用権設定日は、令和5年10月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては、以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、外岡委員に着席を求めます。

(外岡健寿委員着席)

事業担当課から続けて説明をお願いします。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分について説明いたします。

それでは、令和5年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が5万1,757平米、うち再設定が1万1,193平米、畑が2万6,694平米、うち再設定が0平米、設定者22名、取得者9名、うち再設定の設定者3名、取得者1名でございます。

利用権設定日は、借手が農業者の場合は令和5年9月20日、借手が茨城県農林振興公社の場合は令和5年10月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

ここで、担当者は退席します。

(事業担当課退席)

次に、議案第6号 太陽光発電設備に関する申合せ事項の決定についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、お手元の別紙3、議案第6号 太陽光発電設備に関する申合せ事項の決定についてをご覧ください。

この案件につきましては、先月、事務局から提案させていただいた件となります。

まず、読み上げさせていただきます。

1番の目的であります。近年、太陽光発電設備への転用に関する調査依頼や申請件数が増加しております。調査依頼は一度に数十件来るともございますし、転用申請につきましても同一事業者が一度に複数箇所の申請、転用申請を同時に提出することもございます。最近では、その施工中に道路を壊す等の許可後のトラブルが多発しているという現状でございます。

このような問題を未然に防ぎ、乱開発を防止し、安心・安全に地域農業が継続できるよう転用申請時の取扱いを定め、地域社会との共生が図られた転用事業の適正かつ円滑な実施を目的とすることでございます。

2番の太陽光発電設備への転用申請において定める内容ということでございますが、まず、(1)同一事業者が一度に数か所の転用申請を同時に提出をしてきた場合の取扱いということでございます。

まず、申請件数を限定することはできないということがございます。これは、法律で行政手続法というのがございまして、申請の件数を縛るということは、申請行為を絞るということはできないということがございます。しかし、申請件数が多いと、今回起こっているような工事の完了を急ぐあまりに適切な施工が実施されないことが懸

念されることがございます。具体的に申し上げますと、農地転用許可地の施工中に道路を壊したりとか、水道管を破ったりという事故やトラブルが起きているのですが、そういった状況ですのでこれからもそれが懸念されることから、安心・安全な施工を実施することで、まず地域の住民の信頼を得ることが重要であるということが思われます。

よって、同時に申請する箇所、これにつきましては、安心・安全な施工を実施できるよう、網かけになっていますが、少ない件数とするよう事業者と協議するようになってございます。ただ、この少ない件数というと、今度は事業者に何件までということ、今度は申請を受けるときに質問が来るものですから、この辺の件数につきましては、農業委員会の皆様で議論していただいて、件数を決めていただきたいというのが、今回の要望と言いますか、事務局からの意見でございます。

次に、(2) 許可済地にある事業者が、新たな許可申請を提出する場合、この場合の取扱いですが、許可済地全ての工事が完了し完了報告書の提出がされていることということで、以前申請した工事が既に終わっていることが新しい申請を受ける条件になっています。今までも同じでございますが、その後の網かけになっている部分、または許可済地に設置予定の太陽光パネルの枚数、総枚数に対して過半の、半分以上の太陽光パネルが設置されていることということになっています。というのは、県からも完了していなくても完了とみなすというのが、工事の過半を終わっている場合は完了とみなすというような取決めがございます。

この部分について、太陽光パネル、今まではそういう取決めにはしていたんですが、今回こういった申合せ事項をつくるに限り、完全に完了していないと次の申請は受けないというように厳しく見る必要があるのかなと思われまして、この網かけの部分をどうするかという検討をお願いしたいと思っております。

次に、(3) 転用申請地の近隣住民及び隣接農地の所有者・耕作者への事前説明の確認についてです。

こちらは、転用により、これまでの地域環境が、農業、農地からがらっと変わることから、また許可後に、許可をした後に道路を壊す等近隣住民とのトラブルが多発していることから、地域住民への信頼を得るために農地転用申請前に近隣住民及び隣接農地の所有者、耕作者への事業の事前説明を行い、要望等があった場合は誠意を持って対応することということでございます。

今までもこの地域住民への説明というのはあったのですが、ただ、これは許可を受けてからでもよいと、工事の着工前ということだったので、そのように許可を出すと、もう許可が下りたのだからここは工事できるよというように、逆に事業者から地域住民に強く出るというトラブルも起こったりしています。

ですから、まず申請をする前に地域住民や、この転用申請をする隣接する農地の人

には、同意を得るまではいらないですが、今度工事をやりますよという事前説明はやっていただきたいというお願いということで書いてございます。こういった対応をすれば、今後そういったトラブルも未然に防げるのではないかという意味合いでございます。

次に、（４）転用申請地に隣接する道路が狭い等の対応についてです。

これにつきまして、農地には狭隘道路が多いため、農耕車やトラクター等の通行に配慮したフェンスの施工計画とすることです。

これは今もやっているのですが、道路が狭い場合にはセットバックということで、フェンスをかけるときにぎりぎりではなく、敷地内にずらしてくださいということでございます。

ページを裏返していただきまして、（５）太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインの提出ということで、こちらは、地域社会との共生が図られた太陽光発電事業を円滑に実施してもらうために、発電出力の大小にかかわらず、市関係各課との事前協議を行うことということで、今、そのガイドラインにおいて市の環境保全課に50キロワット以上は届出を出してくださいというような取決めがございます。ただし50キロワット以下の部分は、出しても出さなくてもいいですよというような形なものですから、今、農業委員会に転用申請が出ているのは、おおむね50キロワット以下が大半でございます。

こういったガイドラインでは届出を出さなくてもいいことにはなっているんですが、これを出してもらうように取決めをして、関係各課とも事前に協議を行っていただきます。それが地域のトラブルを未然に防ぐこともできるのではないかなということで、これの提出を義務づけ、必ず出してもらうということで明記してございます。

次に、（６）許可済地の適正な管理ということで、太陽光発電設備が完了後、敷地内の雑草等が繁茂し、隣接農地に影響が出ている許可済地が多々あることから、適正な管理表の提出を求めるといったことでございます。

こちらは許可後に出来上がってからです。申請時はきちんと管理するということなのですが、出来上がってからもなかなか適正管理が実施されないところもございます。そうすると、隣接農地の所有者からこの草刈りの管理等をお願いしたいということの間合せがよく来ているので、こういったものを未然に防ぐために、管理表の届出、連絡先等をきっちり書いていただき、提出を求めるといったことでございます。

適用期日につきましては、この申合せ事項は、令和5年、もし総会で承認されれば、この確定した日から適用するということでございます。

一応今回こういった形で提案をさせていただきます。この内容につきまして、農業委員の皆さんで議論して、検討していただいて、どうするかということでお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたら
お願いいたします。

浅井委員、どうぞ。

浅井委員 22番、浅井です。今、説明を聞きましたが、これは、いずれにしても事務局
と業者との話合いの中でこういうような協定を結ぶということですよ。直接、農業
委員一人一人が業者と話合いするということはないですよ。それはそれでいいと思
うのですが。

事務局 議長、よろしいですか。

議 長 事務局、どうぞ。

事務局 ただ今の質問についてなのですが、確かに受付のときには事業者と事務局でや
りますが、これを全部、現地で確認というのは、今度は農業委員さんは地元で隣接農
地の方に確認といったこともやっていただいて、こういうことをやっているよという
のも同じ意味合いで持っていたらいいかと、事務局だけで全部はできるというわけに
はいかないものですから。

例えば転用の許可を出しました、終わってからそこがどういう状態になっているか
というのは、必ず見なきゃいけないということはないですが、ある程度、時期になっ
たら見てもらって、ここはおかしいなとかいうことも見ていただきたいと思ってい
ますし、まず申請があったときの調査をするときに、前のところは終わっているのか
どうかという確認を、事務局に言っていただくなり、事業者さんに確認していただく
という意識も農業委員さんにも持っていただくということで、こちらはお願いという
ことでの意見でございます。

議 長 浅井委員、どうぞ。

浅井委員 いや、それは今まで全部やっていることだよ。私のところなんかは随分太
陽光ができておりますが、それは全部最初から、それから完成した時点でもこれは現
地で私の範囲内では全部確認しているので、それは改めて問題にされることはない気
がします。やっていますから。

議 長 私から、いいですか。

先ほど事務局で作成しましたこの決定案について、網かけの部分がございます。まず上から言うと、少ない件数にするよう事業者と協議します。その行政手続法からいって件数を決めるということができません。実際そういっても、この間問題があったのは、申請を何か所かしまして、それで工事が間に合わなくて、施工業者は下請けだったり孫請けだったりするというのは実際あるみたいなんです。

そうした場合に、事務局で受け付ける件数をこの農業委員会総会で決めれば、それは活かせると思うし、それについては、この先に書いてあると思うのですが、水戸市だけで、水戸は4件だとか3件だと決めて、那珂市とか茨城町は6件だというのはよくないから、整合性を合わせなければいけないと思うので、そういった調査もあるので、一応本日は皆さんの意見として、何件にするか、事務局の能力というか調査能力というかそれも関わりがあるので、一応全ての業者の要望を受け入れられないというような気はするのですよね。皆さん、どうでしょうか。

浅井委員 22番、浅井です。いや、そういう案件で、いわゆる水戸市の農業委員会では何件だというのはあるとすれば、決めるとすれば、これを事務局で決めて、農業委員に言ってくださいよ。そうじゃなく個人個人で何件といったとして、すぐに判断はできません。

議 長 分かりました。それについては、事務局で近隣の市町村事務局と話をして、それで決めたものを我々は審議すると、そのようなことでよろしいですか。

浅井委員 いいです。

議 長 件数についてはそうしましょう。

事務局 議長、一言申し上げたいのですが。

議 長 事務どうぞ。

事務局 はい。

おおよそ申請が上がってくるのが各地区に1件か2件なんです。ただ、ある地区に関すると、決定案の内容にも書いてあるように調査依頼が一度に数十件も来ているものですから、契約できたところを同じ月に4件とか5件とか、8件申請する計画がありますという相談があるものですから、それを同じ一つの事業者が持ってこられると、

本当に事業が可能か最近の状況から判断が必要と思われます。先ほども言ったように、結局会長も言ったように、工事をするのはその業者の下請けとかが行うものですから、雑なところもあります。そういった問題があるので、件数を絞ればある程度、工事をする業者も決まってくるし、信頼が置けるのではないかなということでの提案ということでございます。

浅井委員 全く異議はありません。だからそれは事務局で、何件くらいが適当か基準を提案して下さい。我々個々に言われても基準を決定することは、すぐには難しいです。決めて諮ってください。

事務局 分かりました。

それはこちらでも確認して、何でこの件数なのかという根拠も調べた上で提案させていただきます。

議 長 よろしいですか。

浅井委員 はい。

議 長 それから、網かけはしていないんですが、太陽光発電所の事業に当たって問題なのは、隣接住民です。立地の隣接の農地の所有者ですね。いろんな問題が起きているということ、先ほど事務局の説明の中にもあったと思うんですが、この辺の説明をこれは非常に重要な部分だと思うんですね。例えば許可が出され、太陽光発電設備が設置されました。そうするともう地目は雑種地になっていますよね、農地じゃないので。そうすると農業委員から離れちゃうからもうどうしようもないんですね。

ですから、その辺のところを事前説明会、地元での説明会という部分を最重要にしておかないと、後の問題に発展するということもあるので、その辺のところ、本日は皆様方にもいろいろ考えていただいて、地元説明会の例えば主なポイント、これとこれとこれだけは必ず説明して了解を得なさいとか、そういうところも取りまとめて、次回の総会で決定したいと思っておるのですが、いかがでしょうかね。

浅井委員 それは結構です。

議 長 そういうことで、本日はこれからも増える太陽光発電について、近隣の市町村との関係もあることから、再度協議した上で決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしということで進めていきたいと思いを。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても資料のとおりでございます。

続きまして、報告第7号 農地の転用事後確認調査結果についてご説明いたします。

この調査につきましては、毎年前年に農地法第4条及び第5条で許可した案件が、目的どおり転用されているかどうか、2,000平方メートル以上は全て、2,000平方メートル未満については5%を抽出して調査し、県に報告しているものでございます。

内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

未着工のものや工事の進捗が遅れているものにつきましては、工事遅延理由書や今後の事業計画書の提出を求めるなど、早期に事業を完了するよう指導を行っております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして第3回総会を閉会といたします。

ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前10時05分